

# 岐阜市家具固定器具取付事業実施要綱

平成28年6月22日決裁

改正 平成28年10月21日決裁

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者、障がい者等が安心して生活できる環境を整備し、もって高齢者、障がい者等の福祉の増進を図るため、地震発生時における家具の転倒を防止する器具（以下「固定器具」という。）の取付けを行う岐阜市家具固定器具取付事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## (事業の委託)

第2条 事業は、固定器具の取付けの作業（以下「取付作業」という。）を公益社団法人岐阜市シルバー人材センター（以下「受託者」という。）に委託して実施するものとする。

## (事業の内容)

第3条 事業の内容は、次条に規定する事業の対象者（以下「対象者」という。）の居宅の寝室に設置された家具（1世帯につき2つを上限とする。）に固定器具を取り付けるものとする。

2 前項の家具は、テレビ、冷蔵庫その他の家電製品を除き、タンス、本棚、収納棚その他これらに類する床に置かれた家具であって、地震災害時に転倒により対象者に危険が生じる可能性があるものに限る。

## (対象者)

第4条 対象者は、本市に住所を有し、かつ、本市内において居宅で生活する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上の者（利用を開始する日の属する年度内に65歳に達する者を含む。以下同じ。）のみで構成される世帯に属する者
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態にある者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（障害の程度が7級の者を除く。）
- (4) 療育手帳（児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事等から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者から除外するものとする。

- (1) 対象者が自己の所有でない家屋に居住する場合において、当該家屋の所有者又は管理者から固定器具の設置について承諾を得ることができないとき。

- (2) 固定器具を取り付ける家屋及び家具に釘及びネジを使用することができない場合
- (3) 対象者がこの要綱に基づき固定器具を設置したことがある、又は設置した世帯に属し、若しくは属していた場合

(利用の条件)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事業の利用の条件を承諾しなければならない。

- (1) 固定器具を取り付けた家具及び家屋について、市及び受託者に対して損害の賠償を請求しないこと。
- (2) 固定器具の取付作業の終了後に、市及び受託者に対して家具の移動又は固定器具の取外しを請求しないこと。
- (3) 災害発生時に固定器具を取り付けた家具の転倒事故等が発生した場合は、市及び受託者に対して損害の賠償、補償等を請求しないこと。

(利用申請)

第6条 申請者は、毎年度4月1日から12月28日までの間に岐阜市家具固定器具取付事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、自己の所有でない家屋に居住する申請者は、申請書の裏面の家具固定器具の取付けに係る同意書に当該家屋の所有者又は管理者の記名押印を得るとともに、次に掲げる書類の写しを提出するものとする。

- (1) 家屋の所有者又は管理者について証する書類
- (2) 記名押印をする家屋の所有者又は管理者の本人確認書類

(利用決定)

第7条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、事業の利用の可否を速やかに決定するとともに、岐阜市家具固定器具取付事業利用（変更）承諾（不承諾）通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(利用決定の変更)

第8条 前条の規定による事業の利用の決定（以下「利用決定」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用決定を受けた事項を変更しようとするときは、岐阜市家具固定器具取付事業利用変更申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 利用者は、前項の規定による利用決定の変更の申請（以下「変更申請」という。）をするときは、あらかじめ、変更しようとする内容について受託者の承諾を得るものとする。

3 市長は、変更申請があったときは、その内容を審査し、利用決定の変更の可否を速やかに決定するとともに、通知書により変更申請をした者に通知するものとする。

(利用の辞退)

第9条 第6条の規定による事業の利用の申請（以下「利用申請」という。）をした者は、固定器具の取付けを辞退する場合は、速やかに岐阜市家具固定器具取付事業利用辞退届（様式第4号。以下「辞退届」という。）を市長に提出しなければならない。

(利用決定の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用決定を取り消すとともに、岐阜市家具固定器具取付事業利用決定取消通知書（様式第5号。以下「取消通知書」という。）により利用者に通知するものとする。

- (1) 前条又は次条第1項の規定により辞退届が提出された場合
- (2) 利用者が事業の実施前に固定器具を用意することができない場合
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は事業の実施に関し不正の行為があった場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業の実施を不相当と認めた場合  
(申請等の代理)

第11条 申請者又は利用者は、代理人により、利用申請、変更申請又は第9条の規定による事業の利用の辞退（以下「利用の辞退」という。）をすることができる。

(費用負担)

第12条 固定器具の費用は利用者がその実費を負担し、固定器具の取付けに係る費用は無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、第10条の規定による利用決定の取消しを受けた場合において、受託者が既に固定器具の取付けを実施していたときは、利用者は、当該取付けに要した費用を市長に支払うものとする。

(秘密保持)

第13条 受託者は、事業に関して知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。事業を終了し、中止し、若しくは停止し、又は事業の委託を解除された後も同様とする。

2 受託者は、事業に従事する者又は従事したことがある者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(状況報告及び委託料の請求)

第14条 受託者は、市長に対して、毎月10日（3月分にあつては、当該月の末日）までに前月分の事業の実施状況を報告するとともに、委託料を請求するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月21日から施行する。